

【職業紹介に関する規程】

2025 年 10 月 10 日

許可番号 14-ユ-301749
有料職業紹介所 ハピネス茅ヶ崎
理事長 古知屋 洋子

第1章 業務の運営に関する規程

第1条（求人）

1. 当方は、国内、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、ネパール連邦民主共和国、タイ王国、全職種のいかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が所定の求人票により、メールにてお申込み下さい。
3. 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メール等により明示してください。

第2条（求職）

1. 当方は、国内、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、ネパール連邦民主共和国、タイ王国、全職種のいかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、求職者またはその代理人が、メールにてお申込み下さい。

第3条（紹介）

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう尽力致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者をご紹介できるよう尽力致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介先において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間等その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールにより明示します。
4. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. 当方は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

6. 就職が決定しましたら求人された方または関係雇用主から以下第2章第1条の規定に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条（その他）

1. 当方は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 当方の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当方に対して、その報告をしてください。
また、当方の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当方に対して報告してください。
3. 当方は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 当方が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当方が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする処置を講じます。
5. 当方は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
6. 当方の取扱職種の範囲等は、

取扱地域：国内、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、ネパール連邦民主共和国、タイ王国

取扱職種：全職種 です。

7. 当方の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。当方の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は詳しくおたずねください。

第2章 手数料に関する事項

第1条（手数料）

求職者から徴収する手数料はありません。求人者から徴収する手数料は求職希望者の紹介1件につき、200,000円（税別）の紹介料を支払うものとする。求人者が当方へ支払う紹介手数料の発生は「採用決定時」とし、紹介手数料の支払いは「入社日」を起点に翌月末までとする。紹介手数料の振り込み手数料は求人者の負担において、当方の指定した銀行口座へ紹介手数料を支払うものとする。

第2条（返戻金）

当方の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する。

1. 入職後2週間以内に離職の場合は 100%の金額
2. 入職後1ヶ月以内に離職の場合は 80%の金額
3. 入職後3ヶ月以内に離職の場合は 50%の金額
4. 入職後6ヶ月以内に離職の場合は 25%の金額

ただし、離職理由が求人者の責めに帰すべき事由によらないこと、また、職業安定法関係法令、出入国在留管理及び難民認定法、労働施策総合推進法、労働関係法令等、特定技能制度、介護分野の分野別制度においても、求人者の責めに帰すべき事由によらないものであり、かつ、故意・過失が無く、社会通念上相当である場合、上記1.2.3.4の条件内で返戻とする。

有効期間は、当該求職者が入職してから6ヶ月を経過する日までとする。